

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

工事の完了の公告があった後の予定建築物等以外の建築等の特例許可

根拠条文	<p>都市計画法第42条第1項</p> <p>何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p>
------	--

審査基準	<p>(開発許可制度運用指針による基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物又は法第34条の2第1項の規定により建築される建築物である場合</li> <li>当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合</li> <li>許可申請に係る建築物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合</li> </ul>
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
	機 関 期 間		機 関 期 間	7日	
7日				申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。	